

春日井市職員の勤勉手当の成績率に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（平成9年春日井市規則第34号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、勤勉手当の成績率について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人事評価 市が実施する人事評価をいう。

(2) 対象職員 次に掲げる給料表の適用を受ける職員（春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号。以下「給与条例」という。）第6条の2又は春日井市企業職員の給与に関する規程（平成9年春日井市水道事業管理規程第8号。以下この号において「企業職給与規程」という。）第2条第3項の定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）をいう。

ア 給与条例別表第1の行政職給料表並びに給与条例別表第2の医療職給料表(1)、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)

イ 企業職給与規程別表第1の企業職給料表

ウ 春日井市労務職員の給与に関する規則（昭和43年春日井市規則第26号。次条において「労務職給与規則」という。）別表第1の労務職給料表

エ 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年春日井市条例第4号。以下この条において「任期付職員の採用等に関する条例」という。）第7条の給料表

(3) 標準の成績率 給与条例第23条第2項各号（任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項、春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条の2及び第25条の2の規定により読み替えられる場合を含む。）

に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額の算定に係る割合をいう。

(対象職員の成績率)

第3条 対象職員（春日井市民病院（事務局を除く。）に勤務する給与条例別表第2の適用を受ける職員及び労務職給与規則別表第1の適用を受ける職員を除く。次項及び第3項において同じ。）の成績率は、次の各号に掲げる勤勉手当の基準日（給与条例第23条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の属する年度の前年度の人事評価の評価点（以下「評価点」という。）に基づいて決定される区分（以下「成績率区分」という。）に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) A（評価点の順位が特に高位である者をいう。） 標準の成績率に100分の6を加算したもの
- (2) B（評価点の順位が高位である者をいう。） 標準の成績率に100分の4を加算したもの
- (3) C（前2号、次号及び第5号のいずれにも該当しない者をいう。） 標準の成績率
- (4) D（評価点が40点を超え、50点以下の者をいう。） 標準の成績率から100分の4を減算したもの
- (5) E（評価点が40点以下の者をいう。） 標準の成績率から100分の8を減算したもの

2 前年度末における職位が部長級又は課長級の対象職員のうち、前項第1号及び第2号の成績率区分を適用する職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前項第1号の成績率区分を適用する職員 職位配属区分における評価点の順位が上位から100分の20以内の職員
- (2) 前項第2号の成績率区分を適用する職員 職位配属区分における評価点の順位が上位から100分の40以内の職員（前号に掲げる職員を除く。）

3 前年度末における職位が課長補佐級、主査級、主任級及び主事級の対象職員

のうち、第1項第1号及び第2号の成績率区分を適用する職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第1項第1号の成績率区分を適用する職員 職位配属区分における評価点の順位が上位から100分の20以内の職員

(2) 第1項第2号の成績率区分を適用する職員 職位配属区分ごとに次のア又はイに該当する職員

ア 職位配属区分における評価点の順位が上位から100分の30以内の職員（前号に掲げる職員を除く。）

イ 前号及びアに該当しない職員のうち、次項各号に定める配属による区分にかかわらず、職位ごとの評価点の順位が上位100分の10以内である職員

4 第2項の規定における職位配属区分とは、前年度末における職位（人事評価における職位をいう。以下同じ。）が部長級又は課長級である職員にあつては、それぞれの職位による区分、課長補佐級、主査級、主任級、主事級である職員にあつてはその職位ごとに次の各号に掲げる前年度末の配属による区分をいう。

(1) 企画政策部、DX推進部又は議会事務局に配属されていた者

(2) 総務部、会計課又は監査事務局に配属されていた者

(3) 市民生活部に配属されていた者

(4) いきがい創生部に配属されていた者

(5) 健康福祉部に配属されていた者

(6) こども未来部（保育園を除く。）に配属されていた者

(7) こども未来部（保育園に限る。）に配属されていた者

(8) 環境部又は産業部に配属されていた者

(9) まちづくり推進部に配属されていた者

(10) 建設部に配属されていた者

(11) 市民病院に配属されていた者

(12) 上下水道部に配属されていた者

(13) 消防本部に配属されていた者

(14) 教育委員会に配属されていた者

5 対象職員（春日井市民病院に勤務する給与条例別表第2医療職給料表（1）の適用を受ける職員に限る。）の成績率は、次の各号に掲げる成績率区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) B（評価点が60点以上の者をいう。） 標準の成績率に100分の1を加算したもの

(2) C（評価点が41点以上、60点未満の者をいう。） 標準の成績率

(3) D（評価点が21点以上、41点未満の者をいう。） 標準の成績率から100分の4を減算したもの

(4) E（評価点が21点未満の者をいう。） 標準の成績率から100分の8を減算したもの

6 対象職員（春日井市民病院（事務局を除く。）に勤務する給与条例別表第2医療職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。）の成績率は、次の各号に掲げる成績率区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) B（評価点が60点以上の者をいう。） 標準の成績率に100分の1を加算したもの

(2) C（評価点が41点以上、60点未満の者をいう。） 標準の成績率

(3) D（評価点が21点以上、41点未満の者をいう。） 標準の成績率から100分の4を減算したもの

(4) E（評価点が21点未満の者をいう。） 標準の成績率から100分の8を減算したもの

7 対象職員（春日井市民病院（事務局を除く。）に勤務する給与条例別表第2医療職給料表（3）の適用を受ける職員に限る。）の成績率は、次の各号に掲げる成績率区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) B（評価点が60点以上の者をいう。） 標準の成績率に100分の1を加算したもの

- (2) C（評価点が41点以上、60点未満の者をいう。） 標準の成績率
- (3) D（評価点が21点以上、41点未満の者をいう。） 標準の成績率から100分の4を減算したもの
- (4) E（評価点が21点未満の者をいう。） 標準の成績率から100分の8を減算したもの

8 対象職員（労務職給与規則別表第1の適用を受ける職員に限る。）の成績率は、次の各号に掲げる成績率区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) B（評価点が60点以上の者をいう。） 標準の成績率に100分の2を加算したもの
- (2) C（評価点が41点以上、60点未満の者をいう。） 標準の成績率
- (3) D（評価点が21点以上、41点未満の者をいう。） 標準の成績率から100分の4を減算したもの
- (4) E（評価点が21点未満の者をいう。） 標準の成績率から100分の8を減算したもの

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる対象職員の成績率区分は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評価点がない者（第3号に掲げる者を除く。）のうち、派遣されている職員が派遣先団体で人事評価を受けることが不可能であったもの B
- (2) 前年度の1月1日以降、新たに対象職員となった者 C
- (3) 評価点がない者のうち、前2号以外のもの C

2 評価点がある者で、前年度末に地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第26条の4の規定に基づき休業中又は同法第28条第2項の規定に基づき休職中であった者の前項第3号及び前条第2項から第4項までの規定の適用については、各文中「前年度末」とあるのは「前年度人事評価を受けたとき」とする。

（懲戒処分を受けた者の成績率）

第5条 基準日以前6月以内の期間において、懲戒処分（地方公務員法第29条に

規定する懲戒処分をいう。以下同じ。)を受けた職員の成績率は、次の各号に掲げる職員に対して定める割合(以下「懲戒処分の割合」という。)を前2条の規定により適用される成績率に乗じて得たものとする。ただし、懲戒処分を重複して受けた場合にあつては、当該懲戒処分の割合のうち最も低いものに乗じて得たものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

ア 特定幹部職員以外 次に掲げる懲戒処分の区分に応じ、それぞれに定める割合

(ア) 停職 100分の50

(イ) 減給 100分の65

(ウ) 戒告 100分の80

イ 特定幹部職員 次に掲げる懲戒処分の区分に応じ、それぞれに定める割合

(ア) 停職 100分の30

(イ) 減給 100分の55

(ウ) 戒告 100分の75

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

ア 特定幹部職員以外 次に掲げる懲戒処分の区分に応じ、それぞれに定める割合

(ア) 停職 100分の60

(イ) 減給 100分の75

(ウ) 戒告 100分の90

イ 特定幹部職員 次に掲げる懲戒処分の区分に応じ、それぞれに定める割合

(ア) 停職 100分の35

(イ) 減給 100分の60

(ウ) 戒告 100分の80

(欠勤をした者の成績率)

第6条 基準日以前6月以内の期間（以下この項において「算定期間」という。）において、欠勤（春日井市職員服務規程（平成2年春日井市訓令第2号）第13条に規定する欠勤をいう。以下同じ。）をした職員（次項に掲げる職員を除く。）の成績率は、次の各号に掲げる欠勤の期間（時間を単位とした欠勤の場合は、7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又はパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該算定期間において割り振られた勤務日1日当たりの平均勤務時間数）をもって1日とする。）に応じ、当該各号に定める割合を第3条及び第4条の規定により適用される成績率に乗じて得た割合とする。ただし、当該欠勤を理由として懲戒処分を受け前条の適用を受けた場合及び市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 5日以下 100分の95

(2) 5日を超える期間 100分の90

2 基準日以前6月以内の期間において、懲戒処分（欠勤を理由とした処分を除く。）を受け、かつ欠勤をした職員の勤勉手当の額は、第3条及び第4条の規定により適用される成績率を用いて算定した勤勉手当相当額（この項において「減額前の勤勉手当額」という。）と前条の規定により適用される成績率を用いて算定した勤勉手当相当額との差額及び減額前の勤勉手当額と前項の規定により適用される成績率を用いて算定した勤勉手当相当額との差額の合計額を、減額前の勤勉手当額から控除した額とする。

(対象職員以外の職員の成績率)

第7条 対象職員以外の職員の成績率は、標準の成績率を適用する。

2 対象職員以外の職員に対する前2条の規定の適用については、第5条中「前2条の規定により適用される成績率」とあるのは「標準の成績率」と、前条中「第3条及び第4条の規定により適用される成績率」とあるのは「標準の成績率」とする。

(成績率の調整)

第8条 この要綱の規定により算定された成績率に基づき計算した勤勉手当の額の総額（以下「勤勉手当の総額」という。）が、給与条例第23条第2項各号に定める額（以下「上限額」という。）を超える場合には、調整を行う。

2 前項の調整は、勤勉手当の総額が上限額を下回るまで、第3条第1項第1号及び第2号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号並びに第8項第1号に掲げる加算割合を順に1,000分の1ずつ減ずるものとする。

（端数計算）

第9条 第3条から前条までの規定により算定された成績率は、小数点第6位を四捨五入するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、成績率について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年春日井市条例第21号）附則第9条に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の春日井市職員の勤勉手当の成績率に関する要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。